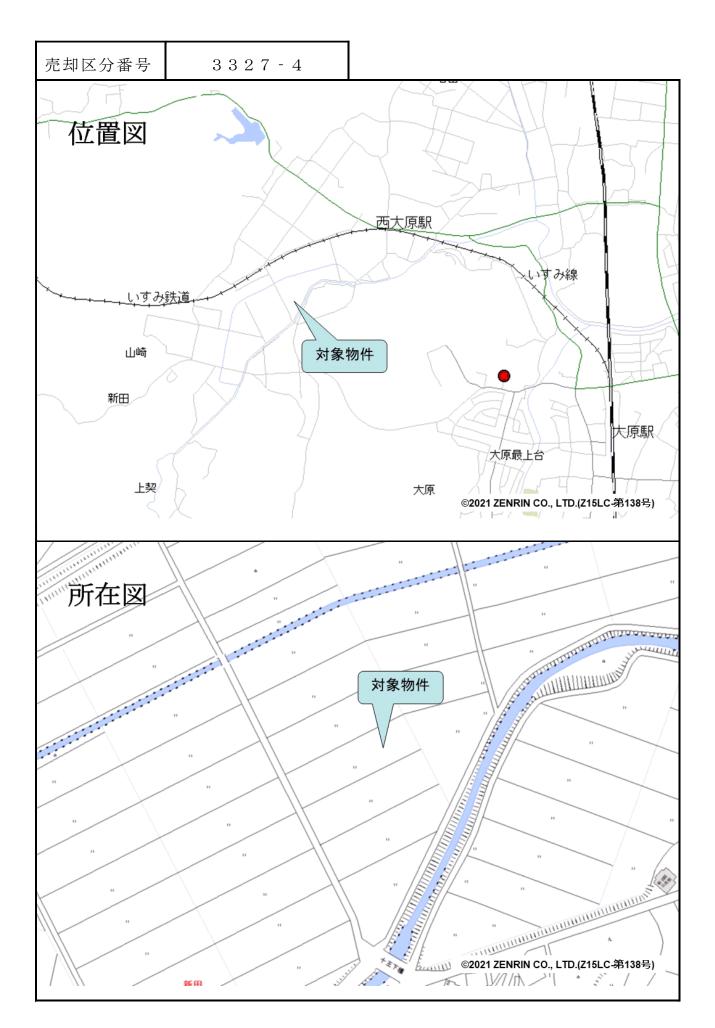
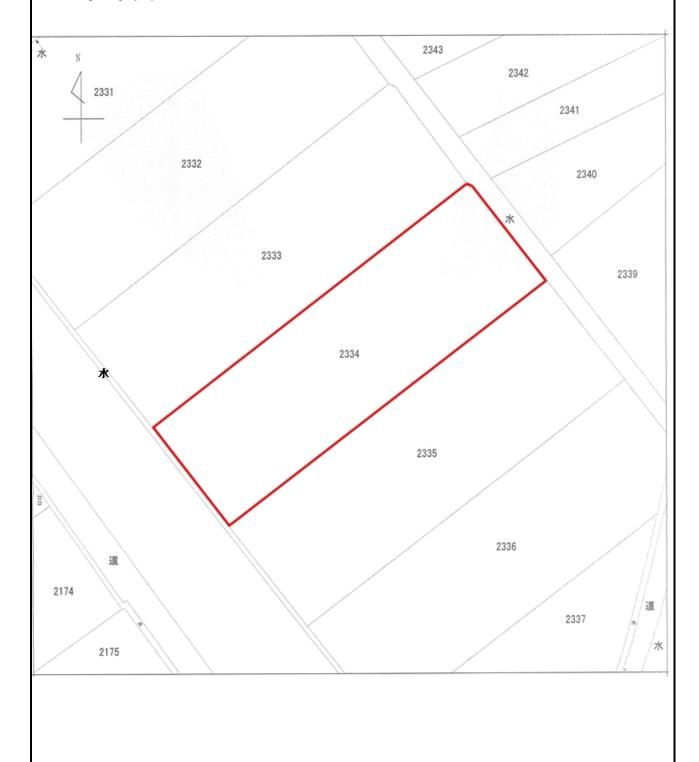
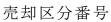
<u> </u>	r 1
売却区分番号	3 3 2 7 - 4
見積価額	¥150,000 公 売 保 証 金 ¥50,000
財産の表示	1 所在 千葉県いすみ市新田字新土手
	地番 2334番
	地目 田
	地積 1,996 m²
	以上登記簿による表示
公法上の規制	都市計画区域内 用途地域の指定なし
	農業振興地域 農用地
接道状況	南西側 幅員約4m舗装市道 水路を介して約0.3m低位接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地
使 用 状 況 等	第三者が水田として使用
	貸借関係等の内容は不明
特 記 事 項	買受人の資格その他の要件
	農地につき、「買受適格証明書」の提出を要する。
	「いすみ市東海土地改良区」の定める賦課金の支払義務あり
	経常賦課金(令和5年度) 8,980円
	未納賦課金等(令和6年2月15日現在) なし
	買受け後、いすみ市東海土地改良区へ届出を要する。
住居表示等	千葉県いすみ市新田字新土手2334番
最 寄 駅 等	いすみ鉄道 西大原駅 徒歩約12分
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
留意事項	
	売へご参加ください。
	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
	2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担
	保責任を負いません。
	3 執行機関(国)は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対し
	て明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任にお
	いて行うことになります。
	4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路
	所有者とそれぞれ協議してください。
	5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
	なお、売却区分番号内に複数の財産(財産が一つで所有者を異にする場合を含む。)
	があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法
	により公売を行います。
	100/A/1611 070



見取図





3 3 2 7 - 4

